

令和2年5月13日 開会

令和2年5月13日 閉会

(臨時第2回)

日吉津村議会議録

日吉津村議会

日吉津村告示第 23 号

令和 2 年第 2 回日吉津村議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 2 年 4 月 27 日

日吉津村長 中 田 達 彦

1. 日 時 令和 2 年 5 月 13 日 午後 2 時 30 分

2. 場 所 日吉津村議会議場

○開会日に応招した議員

長谷川 康 弘

山 路 有

橋 井 満 義

三 島 尋 子

松 本 二三子

河 中 博 子

前 田 昇

松 田 悦 郎

加 藤 修

井 藤 稔

○応招しなかった議員

(な し)

第 2 回 日吉津村議会臨時会会議録（第 1 日）

令和 2 年 5 月 13 日(水曜日)

議事日程（第 1 号）

令和 2 年 5 月 13 日 午後 2 時 30 分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 3 号 長期継続契約について
- 日程第 4 議案第 21 号 専決処分の承認を求めることについて（日吉津村税条例等の一部改正する条例）
- 日程第 5 議案第 22 号 専決処分の承認を求めることについて（日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 6 議案第 23 号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 7 回））
- 日程第 7 議案第 24 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 1 回））
- 日程第 8 議案第 25 号 日吉津村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 26 号 日吉津村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 27 号 日吉津村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 28 号 令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 2 回）について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 3 号 長期継続契約について
- 日程第 4 議案第 21 号 専決処分の承認を求めることについて（日吉津村税条例等の一部改正する条例）
- 日程第 5 議案第 22 号 専決処分の承認を求めることについて（日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第 6 議案第 23 号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 7 回））

日程第 7 議案第 24 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 1 回））

日程第 8 議案第 25 号 日吉津村税条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 26 号 日吉津村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第 27 号 日吉津村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 11 議案第 28 号 令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 2 回）について

出席議員（10 名）

1 番 長谷川 康 弘	2 番 山 路 有
3 番 橋 井 満 義	4 番 三 島 尋 子
5 番 松 本 二三子	6 番 河 中 博 子
7 番 前 田 昇	8 番 松 田 悦 郎
9 番 加 藤 修	10 番 井 藤 稔

欠席議員（な し）

欠 員（な し）

事務局出席職員職氏名

局 長	高 森 彰	書 記	森 下 瞳
-----	-------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

村長	中 田 達 彦	総務課長	高 田 直 人
総合政策課長	福 井 真 一	住民課長	矢 野 孝 志
福祉保健課長	小 原 義 人	建設産業課長	益 田 英 則
教育長	井 田 博 之	教育課長	横 田 威 開
会計管理者	西 珠 生		

午後 2 時 30 分 開会

○議長（井藤 稔君） ただいまから第 2 回日吉津村議会臨時会を開会いたします。開会に先立ちまして議長の方から一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

先般この本会議場に参集いただきましたのは、3 月 2 日でありました。3 月議会ちょうど開会日でもございましたけれども、その時には小中学校が一斉休校に入るという時であったと思います。その後小学校の方も、5 月 1 日から通学が再開されるというような状況があったり、もろもろの状況がありますけれども、ご案内のとおり、今現在は全国一斉に緊急宣言が発令されているところであります。

多少明日、専門家会議なども開催されて、そのあたりも見直しが図られるという状況にはありますけれども、ご案内のとおり、感染拡大は止まったという状況にありませんで、むしろ部分的にはまだまだ継続して続いている。感染拡大が続いているという理解が正しいんじゃないかなろうかと、このように思います。増加こそしていないけれども、本当に依然として感染拡大が続いているということであろうかと思えます。

ともあれ、こういう緊急対策宣言下でありますけれども、やはり必要な予算等が必要にならざるを得ません。それに対応して、急遽執行部の方から、臨時議会の開催の要請があり、このように皆さんにお集まりをいただいたというところであります。きょうお見受けしますに、本当に全員参加できております。本当に喜ばしいことだなと思います。そういうことでお礼を申し上げますとともに、きょうも本当に、議会としての必要な議決をしっかりと審議等を通して行い、議会の指名を果たしてまいりたいと思いますので、ご協力よろしくお願ひしたいと思えます。

また、先回の 3 月議会の時もいっしょでありまして、まだまだ感染防止に配慮が必要であります。手洗いはもちろんでありますけれども、手の消毒をしていただいたり、ご案内のとおり、この会議場もソーシャルディスタンスと申しますか、安全なように感染拡大に配慮した席の取り方になっております。執行部の方も広げて座っていただいております。今までのように答弁をいただく課長等も、場所が変わっておる部分がありますけれども、その点どうぞご理解いただきましてよろしくお願ひしたいと思えます。

ただいまの出席議員数は 10 名であります。定足数に達しておりますので、令和 2 年第 2 回日吉津村議会臨時会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（井藤 稔君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、4 番、三島尋子議員、5 番、松本二三子議員を指名いたします。

----- . ----- . -----

日程第 2 会期の決定

○議長（井藤 稔君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長より答申のあったとおり本日一日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日一日限りと決定いたしました。

----- . ----- . -----

日程第 3 報告第 3 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 3、報告第 3 号長期継続契約についてを議題としたいと思います。

村長の報告を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） 報告をさせていただきます前に、村民の皆さまにおかれましてはこの新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご理解、ご協力をさまざまなかたちでいただいておりますことを、こころより感謝を申し上げます。

それでは報告第 3 号長期継続契約について別紙報告書を付しまして、報告をさせていただきます。日吉津村長期継続契約を締結をすることができる契約を定める条例第 4 条の規定に基づき、新たに長期継続契約を締結した案件を、この度の議会に報告するものでございます。

報告する案件は 1 件です。教育委員会のパソコンのリース契約でございます。契約の相手方は株式会社ケー・オウ・エイ、契約金額は月額 4,840 円契約期間は 5 年間でございます。詳細につきましては、添付しております一覧表をご覧くださいまして長期継続契約の報告とさせていただきます。

○議長（井藤 稔君） 報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

----- . ----- . -----

日程第 4 議案第 21 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 4、議案第 21 号専決処分の承認を求めることについてを議題としま

す。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○**村長（中田 達彦君）** ただいま議題となりました議案第 21 号日吉津村税条例等の一部を改正する条例の専決処分について提案理由を申し上げます。この改正は地方税法等の一部を改正する法律が令和 2 年 3 月 31 日に交付され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 2 年 3 月 31 日を期日として専決処分を行ったものでございます。

主な改正点を申し上げますと、個人住民税では未婚の一人親に対する税制上の措置として寡婦控除と同様の控除を適用する改正。それから固定資産税では、所有者が不明となっている土地等について、現に所有している者の申告を制度化、及び使用者を所有者とみなして課税できることとする改正。それと元号が改められたことにより、平成 31 年 5 月以降及び平成 31 年度以降を引用していた部分を、令和に改正することなどが主な内容となっております。

以上、議案第 21 号の提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議、ご承認賜りますよう、よろしく御願いたします。

○**議長（井藤 稔君）** 提案理由が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

前田議員。

○**議員（7 番 前田 昇君）** 7 番、前田です。今の税条例の改正につきまして、この議案説明資料の中をご覧くださいますと、固定資産税の関係で列記がされておりますね。所有が不明となった土地についての扱いということであります。

この中で二つありまして、要するに相続人などがその土地を所有している旨の情報を申告できることということでありまして、ここには申告できることというふうにあるんですが、こっちの条例の改正案については、74 条の 3 になると思うんですけども、申告書を提出しなければならないということと義務規定になっているわけですね。更には、その不申告の場合には過料も科すというふうな、かなり厳しい文言に改正がされているように受け止めるんですが、この概要の方で言いますと先ほど言いましたように、申告できることという意味合いで書かれていまして、ちょっとここの意味合いがですね、矛盾があるんじゃないか、あるいはちょっとここの申告できることというふうな意味合いがちょっとわかりにくいので、その辺をご説明いただいたらと思います。

更にですね、その下の使用者を所有者とみなし課税できるということも含めてですね、具体的に村内で、この 2 点に関わるような案件というのを、現在、把握をされているのかどうなのか、あるいは今後調査でもされるのか、その辺の 2 点目としてお聞きしたいなと思います。以上です。

○議長（井藤 稔君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 前田議員さんの質問にお答えします。9 ページになります。74 条の 3 ということで、所有者の関係でございますけれども、ここでは義務規定か、できるかということですが、これは総務省の方より条例案が県を通じて送られてまいります。その中の条例案に沿ってしたところがございます、提案ではできる規定のようなものでしたけれども、ここではしなければならないということでの条例案になっておりましたので、それに沿ってさしていただいたところがございます。

それから、2 番目の点の土地の把握ということですが、特に今は把握はしておりませんが、今後の把握していくことになるのかなと思いますが、いずれにしてもこの問題につきましても、土地を所有しておられる方が亡くなった時点とか、都市に人が集中することによって、自分が地方に持っておる土地に対して、持っていることの希薄化が進んでいるようなことから、空き家とか空き地の所有者が不明になってきているのが今問題になっております。そのことの対策のために、この条例が規定されるものでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7 番 前田 昇君） まあ、国の制度改革で税条例が変わっているわけですから、今課長が答弁されたように、今後ですね、本村もこういった事例がたくさん出てくると思うんですよね。相続が十分されてなくて所有者の特定がしにくいとかですね。そういった場合の課税の問題や、それから所有権の認定の問題が出てくるので、要するにもう法令上は義務規定になっているわけですから、これに対する村民にとまどいがないように、ある程度、先んじてそういう指導なりをした方がいいんじゃないかというふうに思いますので、その辺をもう少し研究をしてみただいただいたらと思います。以上です。

○議長（井藤 稔君） 答弁はいいですか。よろしい。ほかにありませんか。

三島議員。

○議員（4 番 三島 尋子君） 4 番、三島です。同じ条項です。9 ページの 74 条の 3、1 号というんですかね、カッコの 1 のところ、ずっと読んでいますと、個人番号または法人番号とありますね。個人番号ってどういうもんかなと思って、ちょっとお聞きしたいんですけれど。

○議長（井藤 稔君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 三島議員の質問にお答えします。個人番号は通常マイナンバーというものでございます。個人さんが土地をお持ちだったりする場合に、そのマイナンバーを収集させていただくということでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） そうしますと今、みんな個人番号というのを持ってるんですね。今、ない人はとかいうことも書いてあるんで、どういうものかなと思ったんですけども。

○議長（井藤 稔君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 三島議員の質問にお答えいたします。基本的にマイナンバーは、通知カードで皆さんにお知らせさせていただいているというところでございますので、ないケースはないかと思われま。

また、法人さんでは、法人番号があってそれで付けておりますので、基本的にはないと思っておりますが、新たに法人ができたりした時にタイムラグがあったりするのかなと思いますけれども、そういったところでのちょっと規定でございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） ほかにないようですので、質疑を終わります。これから討論を行います。討論は反対、賛成の順に行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。本案は原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって議案第21号は原案のとおり承認されました。

日程第5 議案第22号

○議長（井藤 稔君） 日程第5、議案第22号専決処分の承認を求めることについて（日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました、議案第22号日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、提案理由を申し上げます。

この改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布され、その一部が同年4月1日から施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日を期日として専決処分を行ったものでございます。

主な改正内容は、医療分に関する基礎課税額の上限、限度額を引き上げるもののほか、低所得者世帯の減額判定基準を改正するものでございます。

以上、議案第 22 号の提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議、ご承認賜りますよう、よろしく御願いたします。

○議長（井藤 稔君） 提案説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は反対、賛成の順に行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので討論を終わります。これから議案第 22 号を採決します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって議案第 22 号は原案のとおり承認されました。

日程第 6 議案第 23 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 6、議案第 23 号専決処分の承認を求めることについて（令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 7 回））を議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました、議案第 23 号令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第 7 回)の専決処分について、提案理由を申し上げます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 2 年 3 月 31 日を期日として専決処分を行ったものでございます。1 月臨時議会でも寄附金の増を見込んだ補正予算の議決を頂いたところですが、2 月末から 3 月にかけて寄附金が予想をはるかに上回り、急激に伸びたために補正するものです。

ふるさと納税寄附金の増による報償費や積立金などの補正が主なものであり、歳入歳出それぞれ 2,852 万 1,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25 億 9,252 万 5,000 円とするものでございます。

以上、議案第 23 号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜りま

すようお願いいたします。

○議長(井藤 稔君) 提案説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。
前田議員。

○議員(7番 前田 昇君) 7番、前田です。このふるさと納税がですね、1月の時にもかなり補正がされていて、また、年開けてから、1月からたくさん入ったということなんですが、年末にたくさん入るというのは理解ができるんですが、この年度末にかけて多額に入った要因というものがどういうふうに把握されているのか。

それともう一つですね、歳出のところで、通信運搬費が500万ですね。500万、補正されているのは、これはまあ、いわゆるネットといいますかね、ふるさと納税のサイトの運営費かなとは思いますが、これもかなり多額になっているのでこの辺について少し補足説明をいただいたらと思います。

○議長(井藤 稔君) 福井総合政策課長。

○総合政策課長(福井 真一君) 前田議員の質問にお答えいたします。まず、2月、3月に急激に増えた要因、まだあの細かい分析はしておりませんが、若干コロナの関係もあったのかなというふうに解釈しております。

つづきまして500万の通信運搬費ですね、ふるさと納税の返礼品の送料でございます。で、500万の増額ということになっております。以上です。

○議長(井藤 稔君) 前田議員よろしいですか。ほかにありませんか。

橋井議員。

○議員(3番 橋井 満義君) 3番、橋井です。先ほどの企画費についての、まあ基金が増えたということで今回補正が950万ということで、先ほど福井課長からの方からもあったんですけれども、まあ、通信運搬費としては、要するに950万の寄附をいただいて、それに対する返礼として、500万の返還の部分が生じたということのご説明をいただきました。

それでですね、このふるさと納税のインターネットの決済手数料が、減額になっておりますね。これはこの決済手数料が減ったということには、たとえば口数といいますか、金額が多くて口数が少なくて、決済の口数が減ってこういうふうになったのか、それとも相対的に別の要因があって、この決済の部分の手数料が減ってきたのかという、そのあたりの中身についてはいかがなものでしょうか。

○議長(井藤 稔君) 福井総合政策課長。

○総合政策課長(福井 真一君) 橋井議員のご質問にお答えいたします。まずあの、インターネット決済手数料の減額なんですが、これインターネットを通じて、いろんな各社サイトからお申込みになれるようになっておりまして、その各社によってですね、手数料の率、たとえば1万円寄附していた

だいたの場合に、会社によってはですね、率が違うサイトがございます。実績に応じてですね、計算しましたところ、結果、減額になったということとなっております。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。質疑がないようですから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は反対、賛成の順に行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので討論を終わります。

これから議案第23号を採決いたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって議案第23号は原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第24号

○議長（井藤 稔君） 日程第7、議案第24号専決処分の承認を求めることについて(令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第1回))を議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました、議案第24号令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第1回)の専決処分について、提案理由を申し上げます。

これは、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年4月24日を期日として専決処分を行ったものでございます。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における特別定額給付金事業の実施にかかる補正であり、村民に対し同給付金を迅速に給付するために行ったものであります。

歳入歳出それぞれ3億5,737万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億256万円とするものでございます。特別定額給付金3億5,400万円が主なものでございます。

以上、議案第24号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（井藤 稔君） 提案説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。この予算については、すでに先決で決定されて各世帯に通知が配布されておりますが、今後の配布にあたってですね、たとえば通知を配布したが郵便が返ってきたとかですね。あるいはこういうコロナの状況でありますから、一人暮らしの方が県外にお

られて留守宅になっているとかですね。そういった不測の状況もあるんじゃないかと思うんですね。その点がもしあればまたお知らせいただきたいんですが、こと左様にですね、いろんな家庭の事情があつていわゆる申請手続きそのものもですね、なかなか自分では取り扱いが難しいということもあろうかと思しますので、その辺について役場の方でいわゆるフォローといいますかね、そういったことは多分すでにされているんだろうと思いますが、そういった状況をちょっとお聞かせいただいたらと思います。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 前田議員のご質問にお答えいたします。不測の事態ということで、現在、当初 1222 世帯、4 月 30 日に送らせていただきまして、少しずつ申請が出てきているという状況で、一応最短で明日 5 月 14 日に 579 件の支払いをする予定にしております。その後、400 件近く出ておりまして、現在 970 ぐらいの申請が出ております。3 分の 2 ぐらいは出てきている状況であります。

この中で、一応 3 ヶ月の申請期間を設けておりますので、その間になかなか出てこないとか、一応一人ひとり通知した後、申請があった人についてはチェックをしておりまして、その後なかなか申請できないとか、そういう方に対してはまた、連絡するなり対応していきたいと思っておりますし、たとえば施設に入っておられてなかなか字が書けなくてとか、そういう相談に対しては対応するようにしております。ということで、一応、代理申請ということも、すぐく制限のかかった代理申請ですけれども、そういうことも含めて今後は対応していきたいなという具合に思っています。以上です。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7 番 前田 昇君） これはなかなか皆さんのお手間を取る話なんですが、たとえばですね、地域の福祉の推進員さんとか民生委員さんとかですね、そういった方と協力し合って、特に独居の方や高齢の家庭については、申請についての声掛けをするといいますかね、そういった取り組みもあってもいいんじゃないかというふうに思いますので、ご検討いただいたらと思います。

それからですね、この定額給付金は大変多額な額なるわけですが、国からのいわゆる交付金、補助金の交付の予定というのは聞いてあるんでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 4 月 30 日にうちの方が通知をしまして、その時に申請の方が、概算払いの申請の方を日吉津村は 5 月 1 日にしております、他の町村も 2 日以降にされていると思うんですけども、一応 5 月 7 日に概算払いで 3 億 5,000 万いただいておりますので、その対応も早くして、一応お金をいただいております、概算払いをいただいているという状況です。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかに質疑はありませんか。

橋井議員。

○議員（3 番 橋井 満義君） 3 番、橋井です。先ほどの定額給付金の事業についてですが、これについては補正が3億5,736万6,000円ということで、この部分では事業費については3億5,400万、そして特別定額給付金の事務補助として336万6,000円付いておるということになります。

それですね、要するに職員給与についてのことをちょっとお聞きしたいと思います。補正なり云々が出る場合には、給与表を必ずつけていただいておりますけれども、この部分で職員手当が41万3,000円、これは給与表の時間外手当が付いております。それでわたしが聞きたいのは、職員の部分については、該当する特別定額給付金の事務補助金に充当をしてもいいということの時間外勤務手当が41万3,000円。それでたとえば会計年度任用職員さんや、それ以外の職員さんおられますね。この給与表で時間外手当が、それぞれ任用職員以外が36万、任用職員で5万3,000円ということになっているんですが、今回の部分とコロナ関係の補助金の部分と、リンクしている部分との関係性というものはどのように理解をしたらいいのかなと思って、そこの説明をちょっと内容別に説明いただきたいと思います。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。給与費明細先ほど質問されましたけれども、ここに書いてある通りでございます。正職員と会計年度職員あわせて41万3,000円ということで、会計年度職員以外、つまり正職員については36万円、会計年度任用職員については5万3,000円の時間外勤務手当を予算化しております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 橋井議員。

○議員（3 番 橋井 満義君） ということで特に今回のこの事業については、職員そしてこの任用職員さん、その他の職員さん、一丸となってやっただいてということに、改めて感謝を申し上げます。

この部分についてはできるかぎり職員の勤務体系なり云々で、職員の負担の部分とそれとバランスよく、今後は留意しながら任務遂行を行っていただきたいということをお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は反対、賛成の順に行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですから討論を終わります。これから議案第 24 号を採決します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって議案第 24 号は原案のとおり承認されました。

日程第 8 議案第 25 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 8、議案第 25 号日吉津村税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました、議案第 25 号日吉津村税条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

これは、地方税法等の一部を改正する法律が令和 2 年 4 月 30 日に公布されたことに伴い、改正するものでございます。

改正内容につきましては、新型コロナウイルス感染及びまん延防止のための措置が、納税者に及ぼす影響を緩和するためのもので、主に、村税の徴収猶予、寄付金控除及び住宅借入金特別控除の特例を規定するものでございます。

以上、議案第 25 号の提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議、ご承認賜りますよう、よろしく御願い申し上げます。

○議長（井藤 稔君） 提案説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は反対、賛成の順に行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですから討論を終わります。これから議案第 25 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって議案第 25 号は原案のとおり可決されまし

た。

日程第9 議案第26号

○議長（井藤 稔君） 日程第9、議案第26号日吉津村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました、議案第26号日吉津村国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

このたびの改正は、令和2年3月10日国の新型コロナウイルス感染症対策本部決定の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾において、健康保険制度における傷病手当の支給が示され、国民健康保険における同手当支給の内容が盛り込まれたことから、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当を支給するためのものでございます。

以上、議案第26号の提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議、ご承認賜りますよう、よろしく御願いたします。

○議長（井藤 稔君） 提案説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。この傷病手当金というのは感染症、今回は新型コロナが中心となつての制定だと思っておりますが、国保にはそもそも傷病手当金というのがございません。今回これが規定されるわけですが、この中でも傷病手当金が国保の中で出るのも被保険者ということで、事業主には出ないわけですね。その事業主にも出るような対策をとってほしいということをおもうわけですが、それは村独自でっていうわけには、ならないものでしょうかということ。

それと後一つ、条例のこの出してある2ページですね。はぐっていただいて2ページのところ、附則の上に7というのがございますが、そこについての説明をお願いしたいと思いますけれども。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 三島議員のご質問にお答えいたします。まず事業主にということなんですけれども、国の方でもですね、そういった要望もあるということなんです、それに対する回答といたしましては、自営業者などには資金ぐりなどで傷病手当金とは別の支援スキームがあるということで、そちらの方で対応するということになっております。具体的に言えば緊急小口融資ですと

か、それから総合支援資金といったものがあって、無利子で借りられるというようなことで、また国保では考えていなく、そちらの方で対応していただきたいということで、日吉津村としても国に準じた制度でやっていきたいなというふうに考えております。

それから先ほどの7項の説明をということでございました。7項の村が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収するというふうになっておりまして、これは前項の規定、つまり第6項の規定に係るものでございます。

第6項の説明をしなければならないと思いますけれども、傷病手当金は、事業所もたとえば休業していてもある一定の金額を出したりとか、その一部を出したりとかということがございます。その傷病手当金の、今回の支給額の計算をした相差を傷病手当金として出すわけなんですけれども、その本来事業者が出すべき金額を、全部とか一部を事業所が何らかの理由で出さなかった場合、そうする場合は、傷病手当金がまったくなくなってしまうというようなことがございますので、とりあえず保険者の方から傷病手当金として出しておいて、本来事業主が出すべきであったものを、後ほど事業主から徴収するという意味のものでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 傷病手当金ですけれども、まあ事業主のことを先ほど説明をいただきましたけれども、いろいろ事業主には給付金が出てそれを申請して、まあ申請した人はいただくということにはなりますけれども、それは自分のものにはならないと思うんですよね。今までの不足分に充てていくという形にはなってくると思うんですけれども、先日ちょっと聞きましたら、南部町が議会がありまして、そこで町長さんが今度6月に、事業主にも出せるように条例を制定して出しますということを言明されたそうですので、ぜひ、日吉津村もそういうふうにしていただきたいなと思っておるんですけれども、村長さんいかがでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。まず、情報収集をさせていただきたいと、以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。このあの傷病手当がいわば新設されたということで言うと、予算化は必要ないんでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 前田議員の質問にお答えいたします。そもそもなかったということが、国民健康保険はその自営業の方やですね、無職の方がほとんどでございまして、そういった方

の該当はないだろうということで国民健康保険にしても、後期高齢者医療にしても傷病手当金というものはありませんでした。やはり、でもそういった状況の中でも、該当者があれば出さなきゃいけないという今回のことで、条例を制定したわけなんですけれども、実際のところどの程度あるかというところが不明でございます。それで国の方針としまして、とりあえずその辺は予備費の支出ということでもいいということでございましたので、今回うちの発生した場合は、とりあえず予備費で支出させて頂こうというふうに考えております。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですから討論を終わります。これから議案第 26 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって議案第 26 号は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 27 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 10、議案第 27 号日吉津村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました、議案第 27 号日吉津村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

このたびの改正は、議案第 26 号と同様の理由により、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に鳥取県後期高齢者医療広域連合が傷病手当を支給することに伴い、本村においてその申請受付を行うためのものです。

以上、議案第 27 号の提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議、ご承認賜りますよう、よろしく御願いたします。

○議長（井藤 稔君） 提案説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですから討論を終わります。これから議案第 27 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって議案第 27 号は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 28 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 11、議案第 28 号令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 2 回）についてを議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました、議案第 28 号令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 2 回）でございますが、歳入歳出それぞれ 4,226 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28 億 4,482 万 5,000 円とするものでございます。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策にかかる補正が主なものであります。

歳出の主なものから説明申し上げます。はじめに 7 ページをご覧ください。第 3 款民生費、第 1 項社会福祉費、第 1 目社会福祉総務費に 373 万 3,000 円を計上しております。これは新型コロナウイルス感染症拡大に伴う生活支援の一環として、既存の住居確保給付金の対象者が拡大されたもので、住宅喪失者及び喪失する恐れのある方への支給が主なものであります。

同款、第 2 項児童福祉費、第 1 目児童福祉総務費に 549 万 7,000 円を計上しておりますが、これは新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するための、子育て世帯臨時特別給付金の支給が主なものでございます。

次に 8 ページをご覧ください。第 6 款商工費、第 1 項商工費、第 1 目商工振興費に 2,735 万 6,000 円を計上しておりますが、これは新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化し、特定資金の融資を受けた中小企業者の利子負担の軽減にかかる特別金融支援事業補助金、売り上げが減少している中小企業者等のうち、国の持続化給付金の対象とならない者への経営継続支援給付金、村内飲食店等の感染予防対策等に対する補助金、及び村内での消費喚起を図るための商品券の発行事業などが主

なものであります。

次に9ページをご覧ください。第9款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費に221万1,000円を計上しておりますが、これは小学校が休校となった場合に家庭でのICTを活用した学習環境を整備する事業などが主なものでございます。そのほか、村施設や学校、避難所等における感染防止対策にかかる備品、消耗品等の費用などを計上しております。

つづいて、歳入について申し上げます。5ページをご覧ください。第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1民生費国庫負担金では277万2,000円の増額を計上しておりますが、これは歳出で申し上げました住宅確保給付金への国庫負担金であります。

同款、第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金では3,037万2,000円を計上しておりますが、これは歳出で申し上げました商工振興費など新型コロナウイルス感染症へ対応するための臨時交付金でございます。

第17款寄附金、第1項寄附金、第1目一般寄附金では200万円を計上しておりますが、これは新型コロナウイルス感染症まん延防止対応に対する寄付金でございます。なお、第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金2万4,000円で調整しております。

以上、議案第28号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（井藤 稔君） 提案説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。加藤議員。

○議員（9番 加藤 修君） 9番、加藤です。8ページの新型コロナ経済対策、商品券というのとはどういうものでしょうか。説明をお願いします。

もう一つ9ページ、の概要書の中の13ページの休業中の5、6年生に対するそのネット環境の整備というところですが、これは学校で行う場合の、端末の整備というのはいまもうすでに予算化されて実施されると思いますが、これを前倒しをして速めるということはあるのかなのか、それと今5、6年生に限っていますけれども、これが1年から4年生までに拡大する気はあるのかなのか、以上のところをお願いします。

○議長（井藤 稔君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 加藤議員のご質問にお答えします。まず、新型コロナ経済対策商品券ということでございますけれども、こちらにつきましては、今すぐにこの商品券を村民の皆さま方に配布ということではなく、ある程度このコロナウイルスの感染症が、落ち着いてくるような状況になった場合に、村内の経済の活性化ということを目的にお配りをするものでございまして、一人あた

りが2,000円ということで計算をさせていただいております。人数の方につきましては若干の余裕をみておるところですが、3550名というところで2,000円、710万円の予算をつけさせていただいております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 横田教育課長。

○教育課長（横田 威開君） それでは加藤議員のご質問にお答えします。まず、休業中の教育環境を整えるということですが、学校の整備についてこれを速めるのか、あるいは拡大するかということについてですが、今年度、学校の整備についてはどんどんと作業を、計画を進めております。ですので、今年度中には、学校の整備はしっかりと整ってくるというふうに考えておりますが、それで学校でも使えるソフトを、家庭でも拡大するというふうなことで考えて計画をしておりますが、5、6年生に対してというふうなことで提案しております。

これはですね、二つ理由がございまして、一つは米子市も同じように5、6年生以上のコンピューター、家庭からのICT環境を整備をしようというふうに考えておまして、また、それと揃えたというふうなこともありますし、あと学校とも相談の上ですね、5、6年生になってくればまたコンピューターの新しい使い方等も理解して、活用できていくというふうなことも踏まえながら、5、6年生の環境をまずできるところからということで、整えていくというふうに考えて計画をしております。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかに質疑はありませんか。

橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 3番、橋井です。今質問がありましたので教育環境についての、今回はまあコロナということが一つの契機ではあると思うんですけども、わたしこのICT化については、日本はつねづね情報通信網業者のですね、通信費用のアイドリングコストといいますかね、その部分がやはり高く、お隣の韓国に比べても、格段の遅れがあるというふうにわたしは理解をしている一つなんです。

たしかに先ほど加藤議員が的を得たご質問だったと思うんですけども、やはりここの部分は日吉津はコンパクトな村ですから、これを契機にですね、一つは5、6年生でもですね、家庭内でもこういった場合でも、学校との密接なコンタクトがとれるようなシステム構築を、これは村長もなんですけれども、学校と協力しながらその部分は推進をしていただきたいというふうに思っております。

それで今の現状の確認なんですけれども、本日報告の3号でパソコンの4千いっくの月額長期継続契約が5年間ということであつたんですけども、これのタイミングと今回のコロナの部分との関

係があるのか、それとも今回この4千いくらが何台のパソコンの云々ということの、中身のディテール部分を聞いてもないんですけれども、それでこれはやはり教員用のマスターの部分で、各子どもたちにその部分をレクチャーをしていくためのツールとして必要だったのか、という辺のリンクした関係というのはいかがなものでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 橋井議員のご質問お答えいたします。報告3号でございましたパソコンの長期契約でございますが、これは教育委員会事務局内で使用するパソコンでございます。今年度からコミュニティー学校推進のためのコーディネーターを、教育委員会事務局に配置していただいております。そのコーディネーターが使用するパソコンを、1台リースさせていただいたということでございまして、小学校の子どもたちが使うパソコン、あるいはインターネットでの学習ということとは、これは実際にはリンクしておりません。ということでございます。以上でございます。

○議長（井藤 稔君） 橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） それからついでにと言っちゃあ失礼なんですけれども、たとえば今の現状ですね、小学校の5、6年生の対応ということなんですけれども、このICT教育の水準度といいましょうかね、それが使えなくちゃこのツールが役に立ちませんので、そのあたりについてはどのように、導入した今現在いくらでしたかね、24台、令和元年度の整備33台して、タブレット端末を24台貸し出しをしているということが書いてあるんですけれども、その辺の貸し出しをして使いこなせて、初めていくらのものですから、日常的にこれにとって慣れで使っていけないというふうなものですから、学校内の教育といたしますかね、それをやっているというのはどういうタイミングといたしますか、その習熟度といたしますか、どのように認識をされておりますか。

○議長（井藤 稔君） 横田教育課長。

○教育課長（横田 威開君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。すでにひえぶ113チャンネルで実際の授業の中での活動の様子も、子どもたちの様子実際に映像も放映されておりますが、たとえば国語の授業の中では、プレゼンテーションソフトを一人ひとりが活用をして、それを前の画像に映し出して、内容に合わせて映像を映し出して、というふうな説明ができるぐらいの力はしっかりと子どもたちには育っております。

また、これは1年生からもうアイパットを活用してですね、実際に自分たちが秋見つけや、校外学習等で見つけてきた学習の様子を友達に対して、映像をとってきたものを説明したりとか、そういうふうな形で活用もされています。それでですね、さきほどから家庭と学校での関わりというようなことでも質問がございましたが、今子どもたちが長期休業中等、子どもたちの学力保障のためにも県が

すららというインターネットを利用した学習教材を、半額補助をすることを決定しております。日吉津村もこのすららの教材をですね、子どもたちに活用してこの教材を学校でもまた環境が整ったら家でも使って、子どもたちと双方向のやり取りを担当も行って、復讐していこうかなというふうに考えております。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

三島議員。

○議員（4 番 三島 尋子君） 4 番、三島です。歳入の方からいかさせていただきます。今回、国庫の支出金が上がっていますけれども、これ全額でしょうか。配分金はいくら予定されてるかという額は、聞かせていただけますでしょうか。

それとすみません。4, 5 点お願いしたいと思います。先ほど来、教育委員会の話もありましたけれども、新しい生活様式というか、そういうことが取り入れる鳥取型をという総務にも出ておりますし、そのこと、日吉津村はどういうふうに具体的に考えておられるかということをお聞きしたいと思います。

それから概要書の 6 ページですけれども、マスクを配布していただきましてありがとうございましたけれども、障がい者の方へは障害手帳を持ってても配布がないという方もありますね。そういう方に対して、今後、配っていただくということはできないのかということ、それと妊産婦さんに対しては配布が終わりしたのでしょうか。先般ちょっと、電話を入れましたら布製を配りますということではありましたけれども、その点をお伺いをいたします。

それから 9 ページです。商工費ですけれども、経営継続支援の給付金というのが何点かこう上がっておりまして、たいへん相談もあるのかなと、申請も出てきてるのかなということを思っておりますが、その中で感染症によって売り上げが減少した、持続化給付金の対象外の人のものであるものに対して 20 万円で 80 事業所というのが上がっております。これ日吉津村では、中小企業の事業所というのはどれ位あるのかということを思っています。その中の 80 事業所というのは、何パーセントぐらいにあたるのかというのはわかりますでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。その点よろしく願います。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 三島議員のご質問にお答えいたします。国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてですけれども、約 3, 100 万の配分ということで 3, 037 万 2, 000 円の財源を充当しているところです。以上です。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 三島議員のご質問にお答えいたします。国庫支出金の民生費国庫負担金の生活困窮者自立相談支援事業等負担金ですが、こちらは住居確保給付金に係るものでございまして、4分の3でございまして。それからその下のですね、民生費の国庫補助金の子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金と事務費の補助金ですが、これは10分の10でございまして。

それから歳出の方のご質問で、障がい者の方にマスクということでございました。マスクの配布につきましては、まず、3月にですね、75歳以上のみ世帯の方、そして障害者手帳1、2級をお持ちの方には全員配布をさせていただいております。一人頭3枚ということでございます。

それから4月に入りましてから、基礎疾患のある方ということで、それについてもうちの方でリストアップして配らせていただいております。現状では以上のようなところでして、これから先ちょっとマスクの在庫等も勘案しながら、そのあたりを検討していきたいというふうに考えているところでございます。

それと妊婦さんの方につきましては、国から月2枚ということで送るということでございました。それでそれについては各市町村に送られてきて、市町村の方で配って下さいということで、配られてきました。当初30枚ぐらいしかなくて、一人まずは1枚配らせていただいたんですが、その直後に、新聞報道等でご存じかと思えますけれども、非常にマスクが不良品が多く、黄ばみがあったりとか、汚れがあったりというようなことがありまして、妊婦さんのマスクの配布については国からの支給がストップしております。

そういう状況なんですけれども、本村は独自でですね、妊婦さんの方に一人10枚ずつこれは独自の取り組みですけれども、配布をさせていただいているところでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 三島議員のご質問にお答えいたします。経営継続支援給付金に係るところの村内の事業者の数でございまして、こちらにつきましては村内に本社を有する法人登記してある企業、こちらについてが100社で村に住民表のある事業主の方、こちらについても100件ということで200件その内の4割部分としまして、80件という数字を出させていただいております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。新しい生活様式に関してご質問をいただきました。こちらにつきましては、国の方の専門家会議でも、こういった生活様式を取り入れていこうというような提案がされまして、県の方でも鳥取県版の新しい生活様式を取り入れながら感染防止をしっかりとしながら、やはり経済対策というか、まあ通常の生活に戻していくというようなことで示されてい

るところでございます。

こういった考え方にですね、沿うような形で、たとえば人と人との距離をしっかりとるであるとか、外出する時はマスクをしたり、咳エチケットに気をつけるだとか、まあこれまでずっと皆さまに呼びかけてきたことですが、3密をさけるだとかこういったことに注意をしながら、感染に気を付けながら普段の生活を送っていくというようなことだろうと思っています。

そういった中で、先ほど経済対策の関係でもありましたけれども、村内の飲食店等の店舗なんかにおきましてもですね、感染防止に気をつけながら営業をしていただきたいという気持ちでございます。こういった感染防止の、たとえば仕切りを整備していただくとか、あるいはマスクとか消毒薬を準備していただくとか、そういったことに活用できるような対策として、補助金をこの度上げさせていただいているところでございます。これは県の方も同様な補助金がありますが、これに上乗せであったりだとか、あるいは県の対称にならない部分については、村独自のところで手当をさせていただくと、こういったことで考えているところでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

山路議員。

○議員（2 番 山路 有君） 2 番、山路です。国の施策が何ていうですかね、小出し小出しで執行部の方も、こうして予算書を作るのが大変でなかったかなというふうに察するところですが、8 ページですが、村としては国の対称とならない部分について、村独自の支援を行うということで、先ほども同僚議員の方からありましたように、20 万掛ける 80 事業所というので、多分にコロナの終息というのが、早々ならないんじゃないかなというふうに思っております。そうした場合、この村独自の取り組みというのですか、今これ 20 万掛ける 80 事業所ということでありますけれども、長期化した場合の考え方は、どういうふうに思っておられるのかとこれが 1 点目と、2 点目が商工会の方に支援補助金 100 万ということが上がっておりますけれども、この辺の根拠を少しお伺いしたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 山路議員のご質問にお答えいたします。国の持続化給付金に対称とならなかった部分の方にお支払いいたします経営継続支援給付金、こちらにつきまして考え方といたしましては、国の方が今年 1 月から 12 月を対称期間というふうに設けてこちらの方の給付金をお支払いされるということでございまして、日吉津村におきましても同様に、12 月いっぱいまでの期間を対象期間と設けさせていただいて、対応をとっていきたいというふうに考えております。

商工会の方の助成についてでございますけれども、商工会の方につきましては、今回日吉津村で商

工振興さまざまのを上げさせていただいておりますけれども、こちらの方の業務を窓口として扱っていただいたというところが1点ございますし、商工会独自で取り組まれる商工支援策そういったようなものにつきまして、村の方が補助をさせていただくというところで、具体的な取り組みといたしましては、商工会の方としましては会費の免除というようなことも検討をされておるといこともお聞きしております。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

前田議員。

○議員（7 番 前田 昇君） 7 番、前田です。この全般的にコロナ対策の事業において、今の独自の事業ということで、一般財源としては 200 万ほどの財源が等化される予定になっているんですが、この間ですね、村民の方やもちろん家庭、事業所からですね、役場の方にいろいろなご相談とか、不安をする声というのがいろいろあったと思うんですね。その辺のところは、ここでたくさんお話しいただく時間ありませんので、特徴的なところがあれば報告いただきたいんですが、言いたいのはですね、もう少し独自の事業が取り組まれてもいいんじゃないかと、国のあるいは県の対策ということで、それをきちんとやるということも、とても大事なことでありますけれども、もう少し村独自の予算をかけるだけのことでなくてもいいんですけれども、ソフト面も含めて村民に対して、安心を届けられるような何か対策ができないものかなということ、わたしも具体的な案を持っているわけではないんですが、その辺について、今後のことも含めて少し村長に答弁をいただきたいというのがまず 1 点です。

その上でですね、この概要書の中で何点かお聞きしたいんですが、この農業へのボランティア、営農に対する支援をするということなんですが、たとえば時間単価がついていうものがあるのか、あるいはこれは、村内の農業に対して村外の方が支援をした場合にもその何等かの支援ができるということなのか、その辺のところをもう少しお聞きしたいです。一点ここに起債内容を見ますと、村の 2 分の 1 というふうなことが入るので、この辺が予算との具合で多少ちょっと、疑問な点があるなということをつけ加えておきます。

それから次にですね、商品券については先ほど来、ほかの議員からも聞いておられますので、ただまあ今後、もう少し時間があるがと思いますけれども、どのように村民が村内で利用できるのかということで言うと、割合間口限られているんじゃないかという気もちょっとしておりまして、大規模な店舗で使用するんではあまり意味がないのかなと思うんで、この辺の見通しで何か協議されている点があればお聞かせ願いたいというふうに思います。

それからですね、教育費のところの概要書で 15 ページですが、結局あれですね、休業の期間の給

食費の家庭の負担はもらわなかったということですね、多分今、口座引き落としだと思っんですが、その辺は問題なく各家庭ときちんと伝わって、給食費は当然いりませんよということが、しっかりそういう広報がされたんだということで、まあその辺のことを、補足をいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。前田議員からのご質問にお答えをしてみたいと思います。まずあの、窓口での相談の概要ということでございますけれども、やはり事業者の方から国の方のこれも制度になりますけれども、セーフティーネット保障の関係の村の方でこれ認定をするということになりますけれども、こういった申請がいくらか出てきているという状況でございます。

また、個人の方に関しましては、今回補正予算でも上げさせていただいてございますけれども、住宅の関係の支援等も相談に応じているところでございます。

村といたしまして、村独自の取り組みをということでございましたけれども、まずはこの度の国の特別定額給付金につきまして、個人の方にはなるべく早くお届けをしたいという気持ちで、この度専決ということでさせていただいています。一番早い方ではあしたには振り込みができるということでございますので、こういったところをしっかりとPRをしながら、また社会福祉協議会の方でも、小口の融資等々の取り組みもありますので、相談がありましたら、そういったまずはどこでこういった支援が受けられるかということ、丁寧にご説明をしていきたいというふうに考えています。

また、経済対策に関しましては商品券の話もございましたけれども、やはりまずは今回予算上げさせていただいてございますけれども、それぞれ事業者には継続をしていただきたいという気持ちでございます。そういったところで村としまして、手当をさせていただきますと同時に、先ほど三島議員方からもありましたが、これから営業をしていただく上で感染防止を図りながら、経済活動を行っていただくような支援も考えております。

また、これは、時期はちょっとタイミングを見計らってということになりますけれども、商品券につきましても、こちらもちょうとまだ具体的に、対象の店舗等については定まっておりますけれども、こちらについても制度設計を詰めていきまして、村民の皆さまにお配りし、そして経済の活性化に資するようなものにしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

わたしからは以上でございます。

○議長（井藤 稔君） 建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 前田議員のご質問にお答えします。概要書の8ページ、農業の関係の事業につきましてですけれども、こちらにつきましてコロナウイルスの関係で、農業者の方が営農

に支障が発生した際に援農ということで、ボランティアをしていただいた方についてお支払いをさしていただく補助金ということで、村が2分の1、県が2分の1というふうになっております。こちらの方、人件費につきまして1日当たり7,200円、交通費の方が1,000円ということで100人分を試算させていただいております。

商品券の考え方につきましては、先ほど村長の方から答弁があったとおりでございますけれども、中小企業を対称にというふうに今の段階では考えておるところでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 横田教育課長。

○教育課長（横田 威開君） 前田議員のご質問にお答えいたします。先ほどご意見いただきましたとおり、休業中の給食費については、保護者から一切いただいておりますので、そのことをお答えいたします。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。先ほどの営農の援農の件につきましてですね、一応伺ったので、要するにボランティアは村外の方でもいいということなんですよ。それでそれに対する何かPRといいますかね、あるいは農業者に対するPRということがされるのか。正直言って、なかなか慣れないシステムだと思うんで、いいことだと思うんですがそこは十分農業者の方にも、あるいは参加される方にも、わかりやすく提案しておく必要があるんじゃないかと思うんで、ちょっと伺うわけですが、対象はどなたがされてもいいということですね。

○議長（井藤 稔君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 前田議員のご質問にお答えいたします。事業の実施主体ということになるかと思いますが、こちらにつきましては農業者、任意組織、農業協同組合等ということで定められておまして、なのでまあ、村の農業者の方がコロナウイルスの関係で支障をきたした際にそういったような、先ほど申しました方々、事業実施主体の方がボランティアで出ていただいて、援農をしていただいたという際には、先ほど申しました一日7,200円の人件費なり、1,000円の交通費をお支払いするというので、日吉津村に限った話ではないと、村外からのボランティアも行っていただけるというふうに考えております。

周知の方法については、こういったような取り組みがあるということを、しっかり農業者の方にお伝えしていかなければならないなというふうに考えておるところです。以上です。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） すみません、もう一回、別件でお伺いしたいと、概要書の5ページの中でですね、住宅支援がありますが4万4,000円というのは、これは限度額ということで理解したら

いいんでしょうか。

それとですね、当然ながらいわゆる住民票が村内にある方ということになるかと思うんですが、この支援が5月から9月の間ということですので、ややこしい言い方かも知れませんが、この際村内に暮らしていたけれども住民票を日吉津村に転入しようという方もあるのではないかなと思うんですが、その辺のことも含めて、そういうことで大丈夫なのかということをお聞きしたいと思います。

それからもう一点は、概要書の7ページですね、これは子どもさんへの支援でありますので、子どもさんへの支援についても、これはまあ国庫金ですからそんなにどうか分かりませんが、日吉津村の支援をあってですね、日吉津にもしかしたら村内にお住まいで、まだ、日吉津村に住民票を移してない方もあるかも知れませんが、日吉津村の住民に対する支援策として、こういったものがあるよということでPRすることによって、この機会にきちんと住民票を転入しようかという方もあるかと思うますので、基本的にこういった日吉津村の家庭への支援策というものを何かメニューにまとめてですね、改めて村民あるいは村内に在住の方に、PRするというのもあってもいいのではないかなと思います。すんで、まあその辺も併せて一応2点についてご答弁いただけたらと思います。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 前田議員のご質問にお答えいたします。住居確保の給付金の件ですが、けれども、4万4,000円というのは限度額ですのでそのとおりでございます。

それから住民票が村内にある方ということが対象になるわけですし、今の言われた想定これから村外から村内にということに関しては、ちょっと今はっきりとした情報はもっていないんですけれども、おそらく対象になってくるのではないかなというふうに思いますが、それについては調べさせていただきたいと思います。

それから子育て世帯への臨時金特別給付金なんですけれども、こちらはもう4月時点での児童手当の給付対象者ということで決まっておりますので、これから転入された方は対象外ということになります。以上でございます。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

松本議員。

○議員（5番 松本 二三子君） 5番、松本です。今の7ページの分です。児童一人当たり1万円の給付金を支給ということですが、これはシステム改修とか高いとか思ったんですが、そこも国が見てくれるということなんでいいシステムなんです。これは申請とかなく児童手当にプラスになるということでいいのかという点の一つと、12ページの備品購入費なんです。教育関係にはすごく手厚くして頂いてすごくありがたいなと思うんですが、こちらの方の備品購入費、要求に

対して査定が低くなっています。38 万ぐらいですかね、これは何がだめだったのかなという点を教えていただきたいと思います。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 松本議員のご質問にお答えいたします。これはもう対象者の方には申請はしていただくなく、1 万円を配布するということになります。

ただ、逆にですね、いらないよという方は申請をしてもらうということになっておりますので、その辺のお知らせを間もなく郵送する予定にしております。支給の仕方なんですけれども、これは各市町村まちまちでして、児童手当と一緒に上乘せして支給するというやり方もありますし、日吉津村の場合は6月の早い時期に、その1万円だけ別に振り込むということを考えております。以上でございます。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 松本議員のご質問にお答えします。要求時はですね、12 ページにも書いてありますけれども、避難所用のパーテーション並び屋根、それから持ち運びベッドを用意する予定でした。この持ち運びベッドについては、別の補助金がありますので6月補正で提案しようかなということで、査定でおとさしていただいております。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

三島議員。

○議員（4 番 三島 尋子君） 4 番、三島です。一番聞こうと思っておったのが一番後になってしまいました。4 ページで庁舎を、ヴィレステにも分庁舎を持つということが出されていますけれども、大変いいことかなというふうにも思いますが、この点についてもう少し詳しく説明をしていただけますでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 分庁舎。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。三島議員からのご質問にお答えをいたします。

ヴィレステの方に、まあいわゆる日吉津村役場、こちらの庁舎一カ所でございますので、役場の方で感染が発生した場合には、これヴィレステひえづの方に窓口を開設をして、行政サービスをストップさせないよということで、今、対策を進めているところでございます。すでに電算関係の配線ですね、につきましては、これは準備ができておりまして、後はその今、テレワークとか分散勤務といった議論もありますけれども、そういった職員体制のところを、今度大きな波がやってくる時に備えて、今しっかり準備をしていこうという対策を詰めているところでございます。

予算に上げさせていただいておりますところにつきましては、やはりそのヴィレステと役場とで分散型勤務をする際に、この接触機会というのはなるべく避けないといけないという観点でございます。実際、現在のところ災害対策本部の会議等につきまして、毎週開催しているような状況でございます。そういった会議の開催についても、やはり非接触型でそういった会議も開催できるような体制をとりながら、この役場の事業をいざという場合でも継続をしていけるような体制を、整備をしまいたいということで提案をさせていただいております。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですから討論を終わります。これから議案第 28 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 28 号は原案のとおり可決されました。

○議長（井藤 稔君） 以上で本臨時会に付議されました議案はすべて議了いたしました。

これをもって会議を閉じ、令和 2 年第 2 回日吉津村議会臨時会を閉会いたします。

午後 4 時 12 分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員